

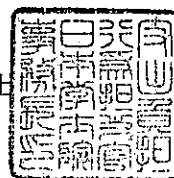
入札公告（設計・コンサルティング業務）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年2月28日

支出負担行為担当官

日本学士院事務長 上田 浩士



1 業務概要

- (1) 業務名 日本学士院庁舎空調設備改修工事設計業務
- (2) 業務内容 日本学士院庁舎の空調設備改修設計
- (3) 履行期限 平成25年7月1日まで
- (4) 本業務においては、申請書の提出、入札等を紙により行う。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年 勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 文部科学省における平成23・24年度の設計・コンサルティング業務「建築設備関係設計・施工管理業務」の有資格業者として登録されている者であること（会社更生法（平成14年 法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年 法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成14年度以降に、元請けとして完了した建物延べ床面積2000平方メートル以上の中央式空調設備の改修設計業務の実績を有すること（設計共同体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
- (5) 管理技術者として、建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士または建築設備士の資格を有するもの1名を当該業務に配置できること。
- (6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年1月20日付け 17文科施第345号 文教施設企画部長通知）に基づく指名停止（以下「指名停止措置」という。）を受けていないこと。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く）。
- (8) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- (9) 東京都に本店、支店又は営業所が所在すること。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者で

ないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒110-0007 東京都台東区上野公園7番32号

日本学士院会計係

電話 03-3822-2101

FAX 03-3822-2105

e-mail kaikakari@japan-acad.go.jp

(2) 入札説明書及び図面等の交付期間、場所及び方法

電子メールにて交付する。平成25年2月28日(木)から平成25年3月15日(金)18時15分までに上記(1)の連絡先まで送付先の電子メールアドレスを添えて申請すること。

入札説明書及び仕様書等の交付は無料とする。

(3) 申請書等の提出期間、場所及び方法

平成25年2月28日(木)から平成25年3月15日(金)までの9時30分から18時15分まで。

ただし、上記期間の行政機関の休日並びに12時00分から13時00分の間を除く。

上記3(1)に持参または郵送(提出期間内に必着)すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

次の日時に持参すること(郵送による提出は認めない)。

入札日時:平成25年3月22日(金) 11時00分

入札場所:〒110-0007 東京都台東区上野公園7番32号

日本学士院 第2部部会室(3階)

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金 免除。

②契約保証金 契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、保険会社との間に支出負担行為担当官を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合又は保険会社と工事履行保証契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合は契約保証金の納付を免除する。

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められると

きは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- (5) 契約書作成の要否 要。
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。
- (7) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3(3)により申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (8) 詳細は入札説明書による。